

鶴岡市発注工事での前払金の使途拡大について

1 目的と内容

建設業者の資金繰りを改善し、労働者及び下請企業等への早期の支払確保、工事の円滑かつ適正な施工の確保に有効と考え、鶴岡市発注工事における前払金の使途を前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大いたします。

2 施行期日と対象となる前払金

鶴岡市建設工事請負契約約款第38条が改正となり、改正後の契約約款を令和2年5月15日から施行いたします。同日以後に締結する契約から適用し、令和3年3月31日までに払出しが行われるものが対象となります。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱い

既に請負契約を締結した工事で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、当該請負契約を変更することでこの特例措置を適用することができます。

4 令和3年度以降について

令和3年度以降につきましては、国土交通省等の動向を注視して、前払金の特例措置の継続を検討いたします。

問い合わせ先

鶴岡市 契約管財課 契約検査係

電話 25-2111（内線 349）

※契約済み案件の変更契約については
工事担当課までお願いいたします。